2　借款は、モザンビーク共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(1)(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、モザンビークの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　モザンビーク共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための円借款協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　モザンビーク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモザンビーク共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためモザンビーク共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　モザンビーク共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモザンビーク共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してモザンビーク共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してモザンビーク共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してモザンビーク共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8　モザンビーク共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモザンビーク共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　モザンビーク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びモザンビーク共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十日にマプトで

モザンビーク共和国駐在
日本国特命全権大使　瀬川進

モザンビーク共和国
外務協力大臣　オルデミロ・バロイ閣下
（モザンビーク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモザンビーク共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十日にマプトで

モザンビーク共和国
外務協力大臣　オルデミロ・バロイ閣下

モザンビーク共和国駐在
日本国特命全権大使　瀬川進閣下

〇財務省告示第九十三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十六日

財務大臣　菅　直人

別表宗教法人出雲大社の項中「保存修理及び」を「保存修理及び防災施設設置並びに」に、「保存修理の」を「保存修理及び防災施設設置の」に、「平成二十二年三月二十五日」を「平成二十三年三月二十五日」に改める。

〇経済産業省告示第六十四号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十二年度に係る支給率を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十二年度に係る支給率は、〇とする。

〇経済産業省告示第六十五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、次の団体を認定個人情報保護団体として認定したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　団体の名称及び住所
ナノライセンス結婚専科システム協議会
京都府京都市下京区高辻通リ新町西入ル堀之内町二七二―七　京都三号館ビル

二　認定を受けた日
平成二十二年二月二十四日

〇国土交通省告示第二百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年三月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
樋の谷川

二　砂防法第二条の土地の表示
昭和五十三年建設省告示第六十三号で指定した第十一号に掲げる土地の内、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域

福井県小浜市西勢
六四号伏見田　二五番二　一号
六五号黒見掛　八番一　二号
六二号落合　一四番一　三号
六一号南川　二〇番一　四号